

平成17年8月12日

投資主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
クレッシェンド投資法人
執行役員 轉 充 宏

第8回投資主総会招集ご通知

拜啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができません。書面による議決権の行使をお望みの場合は、後記の参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入、ご押印のうえ、平成17年8月29日（月曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、本投資法人規約において、「みなし賛成」の規定を次のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について、出席し、かつ賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第15条 第1項及び第2項

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成したものとみなします。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成したものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年8月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京4階「プリマヴェーラ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 監督役員2名選任の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（2頁から14頁）に記載のとおりであります。

以 上

【お願い】当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において「運用状況報告会」を実施する予定であります。

議決権の行使についての参考書類

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 46,792口
(以下の第1号議案、第2号議案及び第3号議案のいずれにおきましても、議決権を有する投資主が有する投資口の総口数は46,792口となります。)
2. 議案の要領及び参考事項
 - 第1号議案 規約一部変更の件
 1. 議案の要領及び変更の理由
 - (1) 執行役員が2名に増員された場合における投資主総会の招集権者及び議長を明確にするため、現行規約第10条第1項及び第12条の変更を行うものであります。
 - (2) 投資主総会において権利を行使する権利者が実質投資主を含む投資主であることを明確にするため、現行規約第16条第1項の変更を行うものであります。
 - (3) 一部の役員会決議事項に関する決議要件が加重されていることから、かかる例外の存在を明確にするため、現行規約第20条の変更を行うものであります。
 - (4) 投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第109条第9項の規定に基づき、執行役員又は監督役員がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、役員会の決議をもって法令に規定する限度内でその責任を免除できる旨を定めることができることから、執行役員及び監督役員の責任を合理的な範囲にとどめて執行役員及び監督役員が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、第22条の規定を新設するものであります。

なお、執行役員の責任を免除することができる旨の定めを設ける規約変更を議案として提出することにつきましては、各監督役員の同意を得ております。
 - (5) 本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随する商標権の取得が本投資法人の投資方針のために必要又は有用と認められる場合に投資を可能とするため、現行規約第26条第4項に第4号を新設するとともに、特定資産ではない商標権を投資対象としたことに伴う現行規約第26条の表題及び第4項並びに第31条第1項に所要の変更を加えるものであります。
 - (6) 設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続の終了した

内容を削除し、規約を簡素化すべく、現行規約第6条、第39条乃至第45条を削除するとともに、現行規約第11条、第18条、第33条、第34条及び第38条につき所要の変更を行うものであります。

- (7) 税制改正に対応させるため、現行規約第25条第2項第2号において字句の修正を行うものであります。
- (8) 名簿等が電磁的記録により作成される場合に対応させるべく、現行規約第8条、第16条各項及び第32条第3項につき所要の変更を行うものであります。
- (9) その他条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第6条（設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数）</u> <u>この投資法人の設立時に発行する投資口の発行価額は、1口を10万円とし、発行口数1,000口とします。</u></p> <p><u>第7条（投資主の請求による投資口の払戻し）</u> （記載省略）</p> <p><u>第8条（投資口取扱規程）</u> この投資法人の発行する投資証券の種類並びに投資口の名義書換（実質投資主名簿への記載を含みます。）、その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。</p> <p><u>第9条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額）</u> （記載省略）</p>	<p><u>第6条（削除）</u></p> <p><u>第6条（投資主の請求による投資口の払戻し）</u> （現行どおり）</p> <p><u>第7条（投資口取扱規程）</u> この投資法人の発行する投資証券の種類並びに投資口の名義書換（実質投資主名簿への記載又は記録を含みます。）、その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。</p> <p><u>第8条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額）</u> （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第10条（招集）</p> <p>1．投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員がこれを招集します。</p> <p>2．（記載省略）</p> <p>第11条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、会日から2ヵ月前までに会日を公告し、会日から2週間前までに第16条に定める投資主等に対して通知します。<u>投資主総会は、その総会において議決権を行使することができる全ての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ずに開催することができます。</u></p> <p>第12条（議長）</p> <p>投資主総会の議長は、<u>この投資法人を代表する執行役員がこれに当たります。</u>但し、執行役員に欠員又は事故がある場合には、役員会が予め定めた順序に従い、<u>他の執行役員又は監督役員</u>の1名がこれに代ります。</p> <p>第13条（決議）</p> <p>1．投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、発行済投資口の総数の3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権（<u>第14条第2項及び第15条第2項に掲げる議決権を含みます。</u>）の過半数をもって決めます。</p> <p>2．（記載省略）</p> <p>第14条（書面による議決権の行使）</p> <p>（記載省略）</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>1．投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、<u>執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員</u>の1名がこれを招集します。</p> <p>2．（現行どおり）</p> <p>第10条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、会日から2ヵ月前までに会日を公告し、会日から2週間前までに各投資主に対して通知します。</p> <p>第11条（議長）</p> <p>投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は<u>当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員</u>の1名がこれに当たります。但し、<u>全ての執行役員</u>に欠員又は事故がある場合には、役員会が予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれに代ります。</p> <p>第12条（決議）</p> <p>1．投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、発行済投資口の総数の3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって決めます。</p> <p>2．（現行どおり）</p> <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条（みなし賛成） （記載省略）</p> <p>第16条（基準日）</p> <p>1. この投資法人は、第33条に定める決算期末日（以下「決算日」といいます。）における最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主（本規約において「<u>投資主等</u>」といいます。）とします。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者とするものとします。</p> <p>第17条（執行役員及び監督役員の員数） （記載省略）</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の選任） 執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任します。<u>但し、法令の規定により、成立時の投資口申込証に記載された執行役員及び監督役員の候補者は、当該投資口の割当てが終了したときに、それぞれ執行役員及び監督役員に選任されたものとみなされます。</u></p> <p>第19条（執行役員及び監督役員の任期） （記載省略）</p> <p>第20条（役員会の決議） 役員会の決議は、執行役員及び監督役員の過半数が出席し、その出席役員の過半数をもってこれを決めます。</p> <p>第21条（役員会の招集及び議長） （記載省略）</p>	<p>第14条（みなし賛成） （現行どおり）</p> <p>第15条（基準日）</p> <p>1. この投資法人は、第33条に定める決算期末日（以下「決算日」といいます。）における最終の投資主名簿（<u>実質投資主名簿を含みます。以下同じ。</u>）に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者とするものとします。</p> <p>第16条（執行役員及び監督役員の員数） （現行どおり）</p> <p>第17条（執行役員及び監督役員の選任） 執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任します。</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の任期） （現行どおり）</p> <p>第19条（役員会の決議） 役員会の決議は、<u>法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、</u>執行役員及び監督役員の過半数が出席し、その出席役員の過半数をもってこれを決めます。</p> <p>第20条（役員会の招集及び議長） （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第22条（役員会の運営） （記載省略） （新設）</p> <p>第25条（投資態度）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. この投資法人が取得する資産の組入比率は、以下の(1)及び(2)の方針によるものとします。</p>	<p>第21条（役員会の運営） （現行どおり）</p> <p>第22条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p><u>この投資法人は、投信法第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができます。</u></p> <p>(1) 役員会の決議の日の属する営業期間（第33条に定める営業期間をいいます。以下同じ）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（以下の(2)に定めるものを除きます。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</p> <p>(2) 当該執行役員又は監督役員がこの投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</p> <p>第25条（投資態度）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. この投資法人が取得する資産の組入比率は、以下の(1)及び(2)の方針によるものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 資産総額のうちに占める不動産、信託の受益権(不動産のみを信託をするものに限ります。)及び投信法施行令第3条第16号に規定する匿名組合出資持分(不動産のみに運用するものに限ります。)の価額の割合として租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。)第22条の19第3項で定める割合を100分の75以上とします。</p>	<p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 資産総額のうちに占める不動産、<u>不動産の賃借権、地上権</u>、信託の受益権(不動産、地上権及び土地の賃借権のみを信託するものに限ります。)及び投信法施行令第3条第16号に規定する匿名組合出資持分(不動産、<u>不動産の賃借権及び地上権</u>のみに運用するものに限ります。)の価額の割合として租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。)第22条の19第3項で定める割合を100分の75以上とします。</p>
<p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p>
<p>第26条(資産運用の対象とする<u>特定資産</u>の種類、目的及び範囲)</p>	<p>第26条(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p>
<p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる<u>特定資産</u>により運用します。</p>	<p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. この投資法人は、第2項及び第3項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる資産により運用します。</p>
<p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>商標権(商標法(昭和34年法律第127号)に定めるものをいいます。但し、この投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び第2項に掲げる不動産等と併せて取得することが適当と認められるものに限ります。)</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. （記載省略） 3. 資産評価の基準日は、原則として、<u>決算日（毎年5月31日と11月30日）</u>とします。但し、第1項第3号、第4号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします。 <p>第31条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、<u>特定資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の返済を含みます。）</u>、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ或いは投資法人債の発行を行います。 2. （記載省略） 3. （記載省略） 4. （記載省略） <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. （記載省略） 	<p>第29条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. 資産評価の基準日は、原則として、決算日とします。但し、第1項第3号、第4号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします。 <p>第31条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、<u>資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の返済を含みます。）</u>、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を用途とし、借入れ或いは投資法人債の発行を行います。 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 4. （現行どおり） <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行どおり） 2. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 分配金の分配方法 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日における最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行います。また、営業期間の途中で新たに発行された投資口については、役員会の決定により日割り配当とすることができるものとします。</p> <p>4. (記載省略) 第33条(決算期及び営業期間) この投資法人の決算期は、毎年5月31日及び11月30日とします。また営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。但し、<u>第1期の営業期間については、この投資法人の成立の日から平成14年3月31日まで、第2期から第6期の営業期間については、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの各6ヵ月間、第7期の営業期間については、平成16年10月1日から平成17年5月31日までとします。</u></p> <p>第34条(選任) 会計監査人は、投資主総会において選任します。<u>但し、法令の規定により、成立時の投資口申込証に記載された会計監査人の候補者は、当該投資口の割当てが終了したときに、会計監査人に選任されたものとみなされます。</u></p>	<p>3. 分配金の分配方法 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日からは3ヵ月以内に、決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行います。また、営業期間の途中で新たに発行された投資口については、役員会の決定により日割り配当とすることができるものとします。</p> <p>4. (現行どおり) 第33条(決算期及び営業期間) この投資法人の決算期は、毎年5月31日及び11月30日とします。また営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。</p> <p>第34条(選任) 会計監査人は、投資主総会において選任します。</p>

現 行 規 約		変 更 案	
<p>第38条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p>		<p>第38条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p>	
報 酬	計 算 方 法 と 支 払 時 期	報 酬	計 算 方 法 と 支 払 時 期
運用報酬1	<p>営業期間毎に、運用資産（*1）の期中平均残高（*2）の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします（第7期については、平成16年11月から平成17年5月までの7ヵ月間の営業期間として計算します。）。</p> <p>400億円以下の部分 0.60%</p> <p>400億円超1,000億円以下の部分 0.40%</p> <p>1,000億円超の部分 0.15%</p> <p>*1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める国債証券等を除きます。）をいいます。</p> <p>*2 運用資産の期中平均残高は、当該営業期間の各月末における運用資産の取得価額を合計した金額を営業期間の月数で除することにより算出します。但し、営業期間中に新たに取得した運用資産の取得価額には、取得価額に算入されることとなる消費税及び地方消費税を含まずに計算します。</p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類等をいいます。）を承認後1ヵ月以内とします。</p>	<p>運用報酬1</p> <p>営業期間毎に、運用資産（*1）の期中平均残高（*2）の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。</p> <p>400億円以下の部分 0.60%</p> <p>400億円超1,000億円以下の部分 0.40%</p> <p>1,000億円超の部分 0.15%</p> <p>*1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める国債証券等を除きます。）をいいます。</p> <p>*2 運用資産の期中平均残高は、当該営業期間の各月末における運用資産の取得価額を合計した金額を営業期間の月数で除することにより算出します。但し、営業期間中に新たに取得した運用資産の取得価額には、取得価額に算入されることとなる消費税及び地方消費税を含まずに計算します。</p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類等をいいます。）を承認後1ヵ月以内とします。</p>	
運用報酬2	（記載省略）	運用報酬2	（現行どおり）
運用報酬3	（記載省略）	運用報酬3	（現行どおり）
<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p>		<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。</p>	

現 行 規 約	変 更 案
<p>第39条（成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要）</p> <p style="text-align: center;">< 全文削除 ></p>	<p>第39条 （削除）</p>
<p>第40条（成立時の資産の保管を行う資産保管会社の名称及び住所並びに資産の保管に係る業務委託契約の概要）</p> <p style="text-align: center;">< 全文削除 ></p>	<p>第40条 （削除）</p>
<p>第41条（成立時の一般事務を行う一般事務受託会社の名称及び住所並びに一般事務委託契約の概要）</p> <p style="text-align: center;">< 全文削除 ></p>	<p>第41条 （削除）</p>
<p style="text-align: center;">第9章 設立企画人</p> <p>第42条（設立企画人の名称及び住所）</p> <p>成立時までの業務は、全て下記の設立企画人がこれを行うものとします。</p> <p>カナル投信株式会社 東京都港区愛宕二丁目5番1号</p>	<p style="text-align: center;">第9章 設立企画人 （削除）</p> <p>第42条 （削除）</p>
<p>第43条（設立企画人が受ける報酬）</p> <p>設立企画人の、成立までの役務は、執行役員、監督役員及び会計監査人の候補者の選任、規約及び契約書の作成、届出等であり、その報酬として、1,000万円を受けます。</p>	<p>第43条 （削除）</p>
<p style="text-align: center;">第10章 附則</p> <p>第44条（設立の際に発行する投資証券の引受等）</p> <p>この投資法人の設立時に発行する投資証券の引受等は設立企画人が行うものとします。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 附則 （削除）</p> <p>第44条 （削除）</p>
<p>第45条（投資法人の負担に帰すべき設立費用）</p> <p>この投資法人の負担に帰すべき設立費用は、以下の内容とします。但し、これらの設立費用は、総額4,000万円を上限とします。</p> <p>(1) 設立登記の登録免許税</p>	<p>第45条 （削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<u>(2) 金融機関の取扱手数料</u> <u>(3) 創立総会に関する費用</u> <u>(4) その他設立事務に必要な費用</u> <u>(5) 弁護士、税理士、会計士に関する費用</u>	

第2号議案 執行役員1名選任の件

後記監督役員高木施文より、本投資主総会の終結をもって辞任したい旨の申し出があり、これに伴い、執行役員轉充宏より、本投資主総会の終結をもって一旦本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、平成17年8月30日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
轉 充 宏 (昭和40年1月11日生)	平成元年4月 平成2年10月 平成3年7月 平成5年10月 平成11年1月 平成12年3月 平成13年5月 平成17年1月	伊藤忠商事株式会社入社 株式会社クレフィン出向 伊藤忠総合ファイナンス株式会社出向 伊藤忠商事株式会社復帰 伊藤忠キャピタル証券株式会社出向 株式会社クレッシェンド(現カナル投信株式会社)設立 代表取締役就任(現任) カナル投信株式会社に商号変更 本投資法人執行役員就任(現任)	-

(注) 候補者轉充宏は、資産運用会社であるカナル投信株式会社の代表取締役と本投資法人の執行役員を兼務していますが、投信法第13条の規定に基づき、平成16年12月14日付で金融庁長官から兼職の承認を得ております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員高木施文より、本投資主総会の終結をもって辞任したい旨の申し出があり、これに伴い、監督役員杉浦孝司より、本投資主総会の終結をもって一旦本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、平成17年8月30日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
1	大坪 和敏 (昭和43年3月25日生)	平成9年4月 平成9年4月 平成12年5月 平成14年9月	弁護士登録 坂本法律事務所入所 馬場・澤田法律事務所入所 (現任) 那須興業株式会社取締役 (非常勤)就任(現任)	-
2	杉浦 孝司 (昭和12年2月5日生)	昭和34年4月 昭和62年4月 平成7年4月 平成8年2月 平成11年8月 平成14年1月	日東証券(三洋証券)株式会社入社 中小企業診断士登録 株式会社ハウジングコパヤシ入社 社団法人中小企業診断協会 埼玉県支部所属(現任) 株式会社スコラメディア入社 本投資法人監督役員就任 (現任)	-

(注) 各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
は新任の候補者であります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

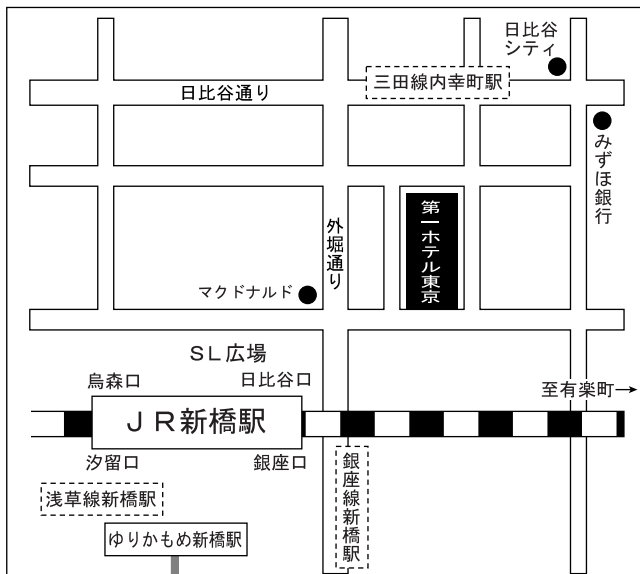
以 上

第 8 回投資主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目 2 番 6 号

第一ホテル東京 4 階「プリマヴェーラ」

電話 03 - 3501 - 4411



J R 線・東京メトロ銀座線
都営地下鉄浅草線
都営地下鉄三田線

新橋駅より徒歩 2 分
新橋駅より徒歩 4 分
内幸町駅より徒歩 3 分